

平成30年度環境省職員研修（環境問題史）実施要綱

環境調査研修所

1. 目的

環境行政は息の長い継続した取り組みが必要である。こういった取り組みに従事する職員を育成する上では単に知識だけにとどまらず、環境保全に向けた先人の「想い」を継承していくことが重要である。このため、公害を克服すべく取り組み、未来に向けて環境保全を重視した地域づくりを進めている熊本県水俣市において、実際に現場の見学、関係者との交流を通じ、体感し、自ら考えることを主眼とした研修を実施することにより、環境に携わる職員の意識の向上を図る。

2. 期間及び会場

(1) 期間 : 平成30年11月27日(火) から11月29日(木) まで(3日間)

(2) 会場 :

①現地見学 : 市立水俣病資料館、国立水俣病総合研究センター、(株)JNC 工場、水俣病歴史考証館等 (熊本県水俣市)

②講義 : 水俣環境アカデミア (熊本県水俣市)

(3) 宿泊場所 : スーパーホテル水俣 〒867-0043 熊本県水俣市大黒町 1-1-38

(4) 集合場所 : JR 新水俣駅

3. 教科内容 別紙のとおりとする。

4. 予定研修人員 30名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 環境省職員、環境専門調査員及び環境行政実務研修生(環境専門員)

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 大臣官房秘書課長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦

研修生を推薦する場合には、別紙様式による被推薦者の「被推薦者名簿」と「略歴書」を添えて、平成30年10月19日(金)までに必着するよう、環境調査研修所あて文書により通知する。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、大臣官房秘書課長にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程を受講した者(原則として1割以上欠課した者を除く。)に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後大臣官房秘書課長に通知する。

9. 経費

滞在費を別添により研修期間中に徴収するほか、次によるものとする。

(1) 職員及び環境専門調査員

往復に必要な交通費及び日額旅費を環境調査研修所から支給する。

(2) 環境行政実務研修生(環境専門員)

所属機関の負担とする。

平成30年度環境省職員研修（環境問題史）教科内容

- | | | |
|---------------------------------------------------------|----------|--------|
| 1. 過去と現状を知る（講義、見学、体験） | ・・・・・・・・ | 10.5時間 |
| 水俣病の関係者の講義、関係箇所の見学、体験を通して実際に触れて、水俣病の歴史的経過、現状について理解を深める。 | | |
| 2. 演習（ふりかえり、考察） | ・・・・・・・・ | 1.5時間 |
| 1で得たものをふりかえり、討議の中で再確認や今後の展望等を考察する。 | | |
| 3. その他（開・閉講式、オリエンテーション等） | ・・・・・・・・ | 1.0時間 |

合計 13.0時間

（注）

- 都合により一部内容を変更することがあります。
- 開講式は、13時00分より行う予定です。12時30までにJR新水俣駅までお集まりください。
- 最終日の閉講式終了時間は15:20（JR新水俣駅着16:00予定）を予定しておりますが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。帰路の航空機や列車等の時間により、講義等や閉講式を欠席することは認めません。